

定 款

一般社団法人保土ヶ谷青色申告会

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人保土ヶ谷青色申告会（以下「本会」という。）と称する。
(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

2 本会は、理事会の決議を経て、従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、健全な納税者団体として、誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図るとともに、租税に関する調査研究を行い、もって、納税道義の高揚及び公平な税制と円滑な税務行政の確立に寄与し、併せて、事業経営と地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 青色申告の普及推進
- 二 税制及び税務に関する調査研究並びに建議
- 三 租税関係の法令、通達等の周知徹底を図るための講習会、説明会の開催
- 四 経理、経営に関する講習会、説明会等の開催及び記帳指導の実施
- 五 租税教育など税務知識の普及と納税意識の高揚に資する事業
- 六 会員相互の親睦及び福利厚生
- 七 労働保険事務組合としての業務
- 八 機関紙の発行及び上記各号の事業を行うに必要な各種資料の刊行配布
- 九 友誼団体との連携及び協調
- 十 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(会員の種別)

第 5 条 本会に次の会員を置く。

一 正会員

本会の目的に賛同し、入会した事業所得、不動産所得を有する個人

二 準会員

本会の目的に賛同し、入会した事業所得、不動産所得を有する個人以外の個人、法人及びその他の団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、任意に入会することができる。

(経費の負担)

第 7 条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 既納の入会金及び会費は、原則としてこれを返還しない。

(退 会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に対し総会の 10 日前までにその旨を通知し、総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 総正会員が同意したとき。
- 二 当該会員が後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けたとき。
- 三 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- 四 当該会員が第 7 条第 1 項の支払義務を履行しなかったとき。

第 4 章 総 会

(構 成)

第 11 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任又は解任
- 二 役員報酬等の額
- 三 定款の変更
- 四 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- 五 入会金及び会費の額
- 六 会員の除名

七 解散及び残余財産の処分

八 理事会において総会に付議すべきことを決議した事項

九 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 13 条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎年 1 回事業年度終了後 3 箇月以内に開催し、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、会長は、総会の日々の 2 週間前までに、正会員に対して必要事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。

(議 長)

第 15 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が議長の任に当たることができないやむを得ない事情がある場合は、他の理事の中から選任する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

一 会員の除名

二 監事の解任

三 定款の変更

四 解散

五 その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第 18 条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又はその総会に出席する他の正会員を代理人として、議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した正会員の中からその総会において選出された議事録署

名人2名以上が署名捺印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第20条 本会に、次の役員を置く。

- 一 理事 10名以上30名以内
- 二 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、4名以内を副会長とする。なお、必要と認める場合は、1名を専務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

4 第2項の副会長及び専務理事並びに理事会において別に選定された理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 監事には、本会の使用人が含まれてはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の日常業務を執行し、会務を統括する。

5 副会長及び専務理事以外の業務執行理事は、理事会の決議により別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

6 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を、理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退

任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事の権利義務を有する。
(役員解任)

第 25 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。
(報酬等)

第 26 条 役員は、無報酬とする。ただし、専務理事には、報酬等を支給することができる。
2 役員には、費用を弁償することができる。
3 第 1 項ただし書きに関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。
(顧問及び相談役)

第 27 条 本会に、顧問及び相談役（以下「名誉役員」という。）を若干名置くことができる。
2 名誉役員は、理事会の決議により会長がこれを委嘱する。
3 名誉役員は、本会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。
4 名誉役員は、無報酬とする。
5 名誉役員について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 本会に理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
4 名誉役員は、会長の求めに応じ、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。
一 本会の業務執行の決定
二 理事の職務の執行の監督
三 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は会長が招集する。
2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
2 会長が議長の任に当たることができないときは、会長は他の理事の中から議長を選任する。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 前項の議事録には、理事会に出席した会長及び監事並びにその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名捺印する。

第 7 章 委員会、支部及び部会

(委員会)

第 34 条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、正会員並びに本会の趣旨に賛同する者であって相当数の正会員の推薦を受けた者及び学識経験者の中から理事会が選任する。

3 委員会の名称、構成、任務及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(支部)

第 35 条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、必要な地に支部を設置することができる。

2 支部長は、支部の推薦を参考に、正会員並びに本会の趣旨に賛同する者であって相当数の正会員の推薦を受けた者の中から理事会が選任する。

3 支部の名称、構成、任務及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(部会)

第 36 条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、部会を設置することができる。

2 部会の部会長は、部会の推薦を参考に、正会員並びに本会の趣旨に賛同する者であって相当数の正会員の推薦を受けた者の中から理事会が選任する。

3 部会の名称、構成、任務及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 37 条 本会の事務を処理するため、事務局を設け、必要な数の職員を置く。

2 事務局には、事務局長を置き、理事会の決議により会長が任免する。

3 事務局長以外の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 38 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の処分)

第 39 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度の終了までの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 41 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類及び監査報告を主たる事務所に 5 年間、従たる事務所に 3 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 10 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 42 条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

（解散）

第 43 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第 44 条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第 45 条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開する。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（個人情報の保護）

第 46 条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 12 章 公告

（公告の方法）

第 47 条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の会長は、平井武男とする。
- 4 この定款は、平成 28 年 5 月 25 日に改正し、同日より施行する。